タイトル: 平成 28(2016) 年度 教育セミナー(第12回)

日時:2016年9月18日(日)~21日(水)

場所:東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究 3階 マルチメディア会議室(304)

「多民族多宗教国家の中のイスラーム ― インドネシアとマレーシアの比較」 小林 寧子(南山大学)

東南アジア島嶼部は、13~18世紀にイスラーム化(イスラーム受容)が進行し、現在では住民の多数をムスリムが占める。しかし、もともとひとつのイスラーム文化圏であったインドネシアとマレーシアは、現在は法制度上のイスラームの位置づけやイスラーム団体の有り様が大きく異なる。それはどのような歴史的プロセスを経て生じたのかを考察した。

19 世紀に入ってオランダはジャワ(インドネシア)で本格的な植民地経営に乗り出すが、土着のイスラーム政権を「王侯領」に閉じ込めて無力化させた。残りの大半の地域は植民地政府の直轄地となり、プリヤイ(旧貴族)を植民地官僚とし、プンフル(宗教役人)にその補佐をさせた。プンフルは家族法関係の問題を扱う宗教裁判所を任されたが、在野のウラマーからは批判され、ムスリム住民への影響力は限られていた。一方、19 世紀後半からマレー半島(マレーシア)を植民地支配したイギリスは、マレー人統治者(多くはスルタン)の地位を保全し、イスラーム行政・司法に関する権限は維持され、その権威下にイスラーム行政機構が置かれた。

20 世紀初頭、インドネシアでは民族運動団体が次々と結成さると同時に、イスラーム団体も設立されて草の根に地盤を築いた。日本占領期に対ムスリム工作を逆手にとったイスラーム指導者は、独立後は政治の表舞台に躍り出た。ところが、植民地期に大量の移民(華人、インド人)流入で人口構成が大きく変化したマレー半島では、強力な民族独立運動は起きなかった。民族集団が政治における主要な単位になり、マレー系は人口の約半分を占めるに過ぎず、しかも社会経済的に弱い立場に置かれていた。

独立国家の憲法においては、インドネシアではイスラームに特別な地位は与えられず、宗教省がイスラーム行政(宗教教育、巡礼事業、宗教裁判所運営等)を管轄することとなった。マレーシアでは、イスラームは国教とされ、各州にイスラームの首長としての統治者が認められ、その権限のもとにある宗教評議会がイスラーム行政(モスク管理、ザカート、宗教学校の運営等)を管轄した。さらに、マレー人とはムスリムであることも規定され、民族のアイデンティティーであることが明言された。

1960 年代後半以降、インドネシアでは権威主義体制(スハルト政権)のもと、イスラーム勢力は政治的に抑圧されたが、主流イスラーム団体は政府との衝突を避けて体制内での漸進的イスラーム化をめざした。経済発展とともに再イスラーム化が進行し、穏健なイスラームのあり方を説く知識人が脚光を浴びる一方、政府の開発政策を正当化するために設立されたウラマー評議会の発出するファトワー(法的見解)に対して民間から批判がなされるなど、イスラーム言説は発展した。スハルト政権崩壊後に民主化が急速に進むと、それまで水面下にあったイスラーム急進派が登場し、イスラームはさらに多様な展開を見せるようになった。

マレーシアでは、1969年の人種暴動後、民族集団同士を不干渉にする仕組みがつくられた。1980

年代になると、マレー系の地位向上をめざすマハティール政権はイスラーム運動を政権内に取り込み、 社会・経済分野で近代的イスラーム制度を導入した。しかし、イスラーム国家樹立をめざす政党を厳しく 監視し、官報によって公告されたファトワーに反する言説を禁止し、ウラマーによるシャリーア解釈に関 する言説を制限している。

両国のイスラーム行政の違いは、植民地政府のイスラーム政策に端を発し、独立後は制度的にそれが継承された。さらに、マレーシアではイスラームが政治単位としての民族と結びつき、政府による「公定イスラーム」の枠がはめられた。これに対してインドネシアでは宗教は民族集団を保障するものとならず、また独立前からの巨大なイスラーム団体が市民社会を形成して、多民族多宗教国家の中でのイスラームのあり方を模索し続けている。